

これは大事なお知らせです。よく見るところに貼っておいてください

2026 年度

保護者の皆様

伊賀市立島ヶ原小学校
校長 宮本 鎮郎
伊賀市立島ヶ原中学校
校長 板橋 誠 啓

台風等緊急時における児童生徒の登下校について 記

児童生徒の安全確保を図るために

- ・台風等非常の場合、学校では常に児童の安全を守ることを最優先に対処いたします。
- ・緊急に連絡が必要と判断した場合は、Tetoru、電話連絡等でお知らせします。

☆台風の場合

① 始業前に特別警報・暴風警報・暴風雪警報が伊賀地方または三重県全域に発表された場合

- ・児童生徒は、自宅待機です。
 - ・午前11時までに警報が解除されないとき→授業は中止、臨時休校とします。
 - ・午前11時までに警報が解除されたとき →授業を行います。登校の連絡をします。
- ただし、警報が解除されても通学路に危険な状況があり、登校が困難と認められるときは、臨時休校とします。

② 大雨警報・洪水警報が伊賀地方に発令された場合

- ・原則として、授業実施、児童生徒は登校します。
- ・ただし、局地的に相当量の降雨があり、通学路に危険な状況があり、登校が困難と認められるときは、自宅待機とします。

③ 始業後に特別警報・暴風警報・暴風雪警報が伊賀地方または三重県全域に発令された場合

- ・原則として、ただちに授業を中止し、児童生徒をなるべく早く帰宅させます。
- (教職員が下校指導を行い、児童生徒が安全に下校したかどうか確認します。)

☆豪雪や雷等非常災害の場合

降雪や雷が激しく登校が危険な場合等は、「授業開始の時間を遅らせる」または「臨時休校」の措置をとります。また、登校後、災害の状況により下校時に危険と考えられる場合は学校で待機させます。学校での待機の後、保護者の方への引き渡しが必要な場合は、ご提出いただきました「緊急時対応のための児童生徒迎え」に従って引き渡しをさせていただきます。